

商店等利用促進「軽井沢ファイト商品券」

取扱店募集要項

- 目的** : 町内で使用できる商店等の利用促進「軽井沢ファイト商品券」を全町民へ配布することにより、町内での消費拡大と購買意欲を図り、地域経済及び商店街等の活性化に繋げる。
- 配布対象者** : 基準日（令和3年8月1日）に、軽井沢町の住民基本台帳に登録されているすべての方。
- 配布内容** : 1人あたり5,000円（500円券×10枚綴り5千円分）
うち、大型店併用利用分1,000円（500円券×2枚）
- 利用期間** : 令和3年11月1日から令和4年2月28日まで
※この利用期間を経過した商品券は、使用できませんのでご注意ください。
- 配布方法** : 10月中旬から下旬において世帯ごとに簡易書留により送付します。
- 取扱店の条件等** : 軽井沢町内で店舗・営業所等を有しており、新型コロナ対策推進宣言（新しい生活様式）等を実施している事業者で、当該事業参加を希望する事業者とします。
但し、軽井沢観光協会、軽井沢町商工会員、軽井沢フードアソシエーション会員以外のフランチャイズ加盟店、チェーン店又は大規模小売店舗は除く。
また、民泊営業を営んでいる場合並びに軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱に反する場合及び軽井沢町暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる場合においても除く。
※取扱店は、取扱店表示ポスターを見える箇所へ必ず掲示すること。
- 取扱店の取消し等** : 募集要項や関係法令等の違反や必要手続きの不備等が生じた場合には、取扱店を取消します。
また、取扱店登録決定後の辞退は、やむを得ない事情を除いては原則として認めません。
- 取扱店負担金** : 無料。
- 商品券の取扱い** : ファイト商品券の額面に応じ、現金同様の取扱い（サービス）を行うこととします。なお、つり銭は支払わないものとします。
また、交換・販売・換金及び譲渡はできません。破損したファイト商品券は取扱いできず再発行も行いません。
- 対象商品等** : ファイト商品券は対象業種の取扱店の商品及びサービス等について使用できるものとします。
但し、次に該当するものは対象外とします。
・換金性の高いもの（ビール券、清酒券、商品券類、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、電子マネー等）
・株券、先物、保険、宝くじ等の金融商品・国や地方公共団体への支払い及び公共料金等の支払い・業務用の仕入れ・その他取扱店が特に指定するもの・その他町長が不相当と認めるもの

換金手続き : 委託業者の方法とします。(※換金方法の詳細については、取扱店に後日別途ご連絡します。)

換金請求期間 : 換金手続きは、令和3年11月1日から令和4年3月9日(予定)までとする。この期間を過ぎたファイト商品券は、換金不可となります。

返還請求等 : ファイト商品券について、次の行為を禁じます。これに違反した者は軽井沢町に返還していただきます。

- ・ファイト商品券を第三者へ転売・譲渡や換金すること。
- ・取扱店が商品仕入等事業資金に利用すること。
- ・その他本事業の目的に反する行為を行うこと。

申込書提出先 : 軽井沢町商工会 軽井沢町中軽井沢 9-3
TEL0267-45-5307

問合せ先 : 軽井沢町観光経済課 TEL0267-45-8579